

# 平成15年度（2003年度）

## 4月27日 任意団体の発足

八東フルーツ総合センターにおいて、勉強会の形で集まり、会合の継続を確認しました。4名の会員登録でスタート。

## 7月18日 団体の名称を「八東川清流クラブ」と決定

## 8月8日 会員11名に。

## 8月9日 「川辺で遊ぼう」を開催

八東町子育て応援団などと小学生児童を対象とした「川辺で遊ぼう」を共催実施する計画をしていましたが、台風のため、会場をを八東公民館とし、八東川の話、カヌーの話、水質検査などに変更して実施しました。約30名の児童が参加。



## 9月12日 会則(任意団体)の制定

数回の議論の末、シンプルな会則を制定しました。

## 10月10日 八東川の実情視察

八東川の実情確認のため、会員で視察しました。

## 12月 1日 会員17名に。

## 12月 1日 鳥取県土木施設愛護ボランティア団体に登録

## 1月30日 事業計画検討資料作成

今後の事業を進める方向を議論し、イメージをまとめました。

## 3月19日 平成16年度事業計画作成

初めての年度事業計画でした。

## 3月19日 クラブのPR用チラシを作成

あゆみ一覧へ戻る

**八東川清流クラブ会則**

(名称)  
1. この会は、「八東川清流クラブ」と称する。  
(事務局)  
2. この会の事務局は、八東町内に置く。  
(目的)  
3. この会は、八東川及びその源流を含む流域の清流を再生・保全する活動を行うことを目的とする。  
(事業)  
4. この会は、目的を達成するため、次の事業を行う。  
(1) 清流の再生・保全のための学習と情報交換を行う事業  
(2) 河川及び河川敷の清掃、水質検査等を通じて清流化を阻害する要因を除去する事業  
(3) 魚や水棲昆虫が住みやすい環境をつくるための事業  
(4) 川に親しみやすい環境をつくるための事業  
(5) 人々の川への関心、親しむ機会をふやすための事業  
(6) その他、目的を達成するために必要な事業  
(役員)  
5. この会は、本会の目的に賛同して入会したもので組織する。  
(役員)  
6. この会に次の役員をおく。  
(1) 会長 1名  
(2) 事務局長 1名  
(3) 会計 1名  
(4) 庶務監査 1名  
(任期)  
7. この会の経費は、会費・寄付金・その他の収入をもってこれに充てる。  
(会費)  
8. 会費は、年額2,000円の会費を支払うものとする。  
(運営)  
9. この会の運営及び会則の改定については、原則として毎月1回あて開催する例会において決定する。

いっしょに遊べとモビ活動しませんか？

みんなの方で八東川の水をきれいにすることをめざす  
**八東川清流クラブ** 会員募集中!

<八東川とは、今>  
昔、私たちを育んでくれた八東川は、今や車の排気や都市の下水処理場の排水に汚染され、清流に近づけず、あふ益にたくさんた魚や水棲昆虫も増える機会に限り減って来ています。弊事業では河川敷をきれいに保ちながら、私たちの生活の場をまた清流化を目指して、八東川清流クラブは次のように活動しています。

<めざしている主な活動>  
1. きれいな水を守るための学習・情報交換  
2. 川への関心、親しむ機会づくり  
3. きれいな水を守るための活動  
4. 魚や水棲昆虫が住みやすい環境づくり  
5. 川に親しみやすい環境づくり

<例会>  
毎月1回、会の運営や地域や学習・情報交換のため、会員による勉強会を行います。子供も参加できるようなイベントや地域関係の機関等での参加があります。

<会費> 月額200円(年額2,000円)

<めざしている活動計画>  
平成15年度 鳥取県土木施設愛護ボランティア団体に登録・月例活動開始予定  
平成16年度 NPO認定申請と役員入選

特別寄付金(会費)は  
八東川清流クラブ事務局  
TEL: 0959(94)-3194  
FAX: 0959(94)-1310